

第4 スプリンクラー設備

令第12条及び規則第12条の2から第14条までの規定によるほか、次によること。
(令第12条第2項第3号の2に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、この指導指針を適用しない。)

1 加圧送水装置の設置場所

令第12条第2項第6号に規定される加圧送水装置の設置場所は、第2 屋内消火栓設備 3の規定を準用すること。

2 ポンプを用いる加圧送水装置等

規則第14条第1項第11号ハの規定によるほか、第2 屋内消火栓設備 4の規定を準用すること。

3 水源

令第12条第2項第4号及び規則第13条の6の規定によるほか、第2 屋内消火栓設備 6の規定を準用すること。

4 スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分

規則第13条第3項の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第13条第3項第6号に規定する「その他外部の気流が流通する場所」とは開放型の廊下、通路、庇等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から5メートル未満であること。

5 配管等

管、管継手及び弁類は、規則第14条第1項第10号の規定によるほか、第2 屋内消火栓設備 7の規定を準用すること。

6 補助散水栓

令第12条第2項第8号及び規則第13条の6第4項の規定によるほか、補助散水栓を設ける場合は次によること。

- (1) 補助散水栓は、規則第13条第2項又は規則第13条第3項に規定するスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分を有効に包含することができ、かつ、有効に消火活動を行える位置に設けること。
- (2) 規則第13条の6第4項第6号ロに規定される「有効に放水することができる」とは、当該補助散水栓のホースを展長させたものに放水距離（各設備の仕様によるものとし、おおむね5メートル程度とする。）を加えた範囲内に当該各規定に定めら

れた放水範囲各部分が包含されることをいう。

7 制御弁

規則第14条第1項3号に規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第14条第1項3号ハに定める、「スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示した標識」とは次によること。

標識類の種類	長さ (センチメートル)		色	
	短辺	長辺	地	文字
スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示した標識	10以上	30以上	赤	白

8 送水口

令第12条第2項第7号及び規則第14条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第14条第1項第6号ロに定める結合金具は、呼称65ミリメートル差込み式のものとすること。
- (2) 規則第14条第1項第6号ホに定める「スプリンクラー送水口である旨及びそのその送水圧力範囲を表示した標識」とは次によること。

標識類の種類	長さ (センチメートル)		色	
	短辺	長辺	地	文字
スプリンクラー設備のスプリンクラー用送水口である旨を表示した標識	10以上	30以上	赤	白

9 非常電源

令第12条第2項第7号並びに規則第14条第1項第6号の2及び第9号の規定によること。

10 耐震措置

耐震措置は規則第14条第1項第13号の規定によるほか、一般社団法人消防防災科学センター策定「スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備I型の耐震措置マニユ

アル」により措置すること。

1.1 凍結防止措置

凍結防止対策として、不凍液（不凍液の添加量及び凍結温度については、下記参照）を使用する場合は、次によること。

不凍液	添加量(%)	凍結温度(°C)
エチレングリコール	39	-23.3
	44	-28.9
グリセリン	50	-29.4
プロピレングリコール	40	-21.1
ジエチレングリコール	50	-25

- (1) 維持管理面より可能な限り小規模な範囲（小規模な風除室、車庫等）に限定して使用すること。
- (2) 配管に充てんした適正な濃度の不凍液が放水された場合、当該不凍液が燃焼しない、毒性を有しない、及び機器・配管・接合材に対して著しい腐食性を有しないことを確認すること。
- (3) 定期的に不凍液を抜き取り、比重計等を用いて、濃度等の品質劣化度合いをチェックするよう努めること。